

国立大学法人鹿屋体育大学中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

〔学士課程〕

- 【1】教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と各授業科目との整合性を学生の授業理解度・満足度等により確認し、明確にするとともに、体育・スポーツ学分野の教育の質保証における参照基準や難易度等を手がかりに授業科目等を精選・配置する。
- 【2】教養教育においては、獲得した知識等を新たな課題に適用し、課題を解決する能力（汎用的能力）が高められるかを外部の評価テスト等を活用して点検、評価する。
- 【3】専門教育においては、実践的な指導力やマネジメント力が高められるように、スポーツ指導実習を柱とした教育効果の評価方法等を開発して点検、評価する。
- 【4】学生の主体的な学修を確保するため、能動的学習（アクティブ・ラーニング）等を取り入れた授業科目を平成31年度までに全体の100%にする。また、学生の事前準備・授業受講・事後展開を通した主体的な学修に要する学修総時間を確保・増加する。さらに、教育課程全体及び授業科目毎に修得すべきミニマムな学修課題を明確にして学生に周知し、主体的な学修の方向付けを支援する。
- 【5】授業科目毎の達成目標の水準と成績評価基準との関連を教育課程全体で統一化することについて、平成30年度までに検討し、平成31年度までに運用する。また、履修科目の成績の平均値（GPA）を活用した履修指導（履修登録数の制限等）を検討し、平成30年度までに運用する。
- 【6】授業科目群毎にGPA評価や可視化された汎用的能力及び実践的指導力を学生へフィードバックし、学修の振り返り及び改善へと繋げる。小クラス指導体制の充実・強化により、学生の学修の振り返り・改善のポートフォリオシートの提出率を全体の70%以上とする。

〔大学院課程〕

- 【7】カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーとコースワークスや研究指導等との関係・役割を体系的に明確にするとともに、授業科目等を精選する。さらに、学部教育から大学院教育まで一貫した視点での教育課程の編成等になっているかを学生の授業理解度・満足度より確認し、改善する。
- 【8】スポーツ・健康に関する事業や研究プロジェクト等を通しての国際的な貢献や大学体育及び大学スポーツの教育研究を先導できる人材を養成するために、筑波大学等と連携し、修士課程及び3年制博士課程により編成される共同専攻を平成28年度に設置する。また、共同専攻や連携大学院の実績及び外部評価結果に基づき、学際的及び実践的な大学院教育の充実を図るために、教育課程の不断の見直しを行う。
- 【9】産業界や地域社会等が大学院教育に対する認識を深め、学生が将来のキャリアパスを描くことができるような情報発信や支援プログラムを整備し、平成30年度までに実施する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 【10】教育企画・評価室が中心となり、学生の学修行動・授業科目の理解度・満足度の把握、学習到達度評価（GPA等を含む）、教養教育や専門教育の成果の可視化評価（ルーブリック）を手がかりに、教育プログラムの改善につながる全学的な教学の改革サイクルを確立する。

- 【11】アクティブ・ラーニング等や学内における学生の主体的な学修・協働学習を支援する環境の整備を行う。
- 【12】教育企画・評価室が中心となり、学修成果の可視化等に関わる情報収集を行い、教学改善が図れる教学IR機能を強化するための体制を整備する。
- 【13】教員の教育・指導技術等に関する評価システムを構築するとともに、優れた教員を顕彰する制度を平成30年度までに確立する。
- 【14】アクティブ・ラーニング等の学生の主体的な学修を確立するための認識共有、授業方法の改善、授業準備に向けて、教員に対する研修セミナー等を含むファカルティ・ディベロップメント（FD）事業を推進する。
- 【15】各教員の教育・研究指導等のワークロードを適切に評価するとともに、学部教育から大学院教育まで一貫した教育課程の編成を行うために、大学院における教育研究体制の再編を行う。また、教員の資質やグローバル化に対する教育・研究力の向上を図るため、大学院教育に携わる教員の研修参加を積極的に支援する。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 【16】学習支援やキャリア支援では、キャリアカウンセラー等の専門のスタッフの常駐や大学院生・学部上級生によるサポート体制を平成30年度までに確立する。
- 【17】学生が抱える多様な問題に適切かつ迅速に対応できるように、学生相談支援室を中心として、関係する教職員・組織との情報の共有化を推進し、学内外の専門家・機関との連携を強化するなど、迅速な解決に向けて有効に対応できる学生相談体制を構築する。
- 【18】学生生活実態調査の結果、学内設置の意見箱に寄せられた意見・要望のほか、学生と職員との意見交換会等により学生の多様なニーズを把握し、快適かつ安全な修学環境を確保するとともに、第2期に実施した授業料・入学料免除等の実績等を踏まえ、経済的に困窮している学生への給付的支援を拡充させる。
- 【19】競技力向上のために課外活動に対して積極的な支援を行う。特にオリンピック（平成28年リオデジャネイロ大会・平成32年東京大会）をはじめとする国際大会出場に向けた選手に対して、活動に必要な経費（国際大会出場に係る移動旅費や海外派遣に係る経費等）を支援する。

（4）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

- 【20】ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに対応できるように、追跡調査を基にアドミッション・ポリシーの再点検を行い、入学者選抜に係る具体的な評価方法を明確に示す。
- 【21】入学者選抜において、理論と実践とを連結する能力を有し、かつ人間的な魅力に満ちた指導者になり得る人材を養成するため、多面的・総合的な評価を行える選抜方法を確立する。

2 研究に関する目標達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 【22】グローバルなスポーツ研究イノベーション拠点の形成を目指して、平成27年度に運用を開始したスポーツパフォーマンス研究棟を活用し、スポーツ医科学・情報工学分野と連携・融合したさまざまな研究プロジェクトを実施する。
- 【23】トップアスリートの育成・強化を目的とする、Top Athlete Support System（TASS）プロジェクト等を通じて、学生の競技力向上に直接寄与する研究を推進すると同時に、その研究成果を広く社会へフィードバックする。
- 【24】総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツの多様なプラットフォームにおいて、健康の維持増進を目指した様々なスポーツ活動等に関する支援を行う。また、地域における健康の維持増進、生活習慣病予防等に関する研究をPromotion of Active Life Style（PALS）プロジェクト等により実施するとともに、地方自治体等と連携して普及に努めてきた貯筋運動

を国内だけでなく、海外で実施するグローバル貯筋研究プロジェクトとして推進する。

- 【25】実践的活動による検証も踏まえ、子どもから中高年者のスポーツによる健康づくりの原理を明らかにし、人々のライフステージや体力、生活環境に応じた運動処方を開発する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 【26】学長のリーダーシップの下、最先端のスポーツ科学を駆使した教育研究及びスポーツパフォーマンス研究を実施するための研究者の戦略的人員配置を実施し、学内の共同研究体制を強化する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

- 【27】大学の教育研究資源を活用し、地域の課題・ニーズに対応した公開講座等を年間 15 講座開設するなど、大学開放事業に発展的に取り組む。
- 【28】大学を基盤とする総合型地域スポーツクラブ（N I F S スポーツクラブ）をはじめ、ジュニアの育成など地域のニーズを踏まえた活動を推進し、地域スポーツの振興に寄与するために、施設使用及び指導者派遣等について、継続的に支援する。
- 【29】地方自治体や企業等との共同研究・研究交流等を通じて、知的財産を創出し、活用する。また、地域社会において産学官での受託事業等における連携を活用し、地域発イノベーションの創出を双方向で取り組む。
- 【30】国民の健康や体力づくり、スポーツ実践・文化の発展に寄与する研究プロジェクトを設置して組織的に取り組み、その研究成果を国民の健康増進や競技力向上のために情報発信する。

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

- 【31】国際交流協定の締結校数を 10% 拡充するとともに、外国人研究者及び留学生の受入れを 20% 拡充する。
- 【32】大学のグローバル化に向けた教育研究を発展的に取り組むため、文部科学省補助事業である国際スポーツ・アカデミー形成支援事業などを活用し、主にアジアの若手指導者や研究者を育成するとともに、教職員及び学生のグローバル化に繋がる環境を整備する。
- 【33】2020 年開催の「東京オリンピック・パラリンピック」に向けて、関係機関と連携し、競技スポーツにおける指導者等の育成及び研究活動に積極的に取り組む中で、スポーツ界でグローバルに活躍できる人材を養成する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 【34】学長をトップとした I R 体制を整備し、本学のミッションに基づき、体育・スポーツ分野における強みを活かした戦略的な法人運営を行う。
- 【35】本学のミッションの実現に向け、さらに戦略的な法人運営を行うため、学長のリーダーシップ経費の機能的な予算編成・配分システムを整備し、運用を開始する。
- 【36】人事・給与システムの弾力化に取り組み、教員の 10% 以上に年俸制を導入するとともに、本学のミッション遂行のため策定した人事マネジメント方針に基づき、若手、女性、外国人等多様な人材の確保等、戦略的な人員配置を行う。
- 【37】経営協議会や地方自治体との連携協議会等を利用し、地域社会や全国的視野でのスポーツ界の意見・ニーズを把握し、対応状況をHPで公表する。
- 【38】学内共同教育研究施設(センター)の役割機能・特徴を明確化し、目的に合った教育研究施設とするためのセンターの人員配置等の見直しを平成 30 年度までに実施する。
- 【39】教員の評価システムの検証を行い、より適切な評価制度に改善する。また、教員評価の結果については、重点的研究資金の配分や給与等の処遇へ適切に反映させる。

【40】監事のサポート体制を強化するために、監査室の検証・改善を行うとともに、監事監査結果に対し、学長のリーダーシップの下、指摘事項の改善を図り、大学運営に確実に反映させる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【41】男女共同参画推進のため、女性が働きやすい職場環境を整備するとともに、管理職に占める女性の割合を20%以上にする。

【42】本学のミッションの遂行のために策定した人事マネジメント方針に基づき、戦略的授業科目構成への対応、年俸制の導入、将来を見据えた年齢構成の偏りの是正等を実施する。

【43】教学IRを推進するための組織である「教育企画・評価室」において、学修行動及び修学の可視化や教育内容・方法等の改善を行い、グローバル化の推進やスポーツ科学の進展など体育系大学の特色をこれまで以上に発揮できる教育研究組織を整備する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【44】事務機能が最大限に発揮されるように、業務全般の再点検・見直しをIR戦略室のデータを活用して行い、効率化・合理化を進める。また、事務の高度化やIR手法に対応するため、能力開発や専門的能力向上を目的とした研修を計画的に実施する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【45】科学研究費助成事業への応募・採択増を推進するため、学内外の有識者からの説明会を計画的に開催するなど、科学研究費助成事業等競争的研究資金の獲得に全学的に取り組む。

【46】共同研究・受託研究の受入件数増に向けて、企業や地域社会への広報活動、情報収集等に積極的に取り組む。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【47】光熱水量や管理的経費節減に向け、講義室や執務室の不要時の消灯による節電、パソコン会議によるペーパーレス化等、効果的な取組を継続的に実行するとともに、既存設備・物品の共用化等の利活用を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【48】既存の教育及び研究設備の適正な管理・運用状況を把握し、効果的・計画的な利活用対策を講じるとともに、不要設備の整理を推進する。また、収支状況を随時把握し、運用可能な額を積極的に運用する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【49】自己点検・評価及び第三者評価の評価結果を大学運営の改善に反映させるため、IR戦略室においてIRデータに基づき分析を行い、その結果を大学運営の改善に活用する。併せて、PDCAサイクルを確実に実施する。また、自己点検・評価の作業効率を図るために、既存のシステムを活用し、評価に係るデータベースを計画的に強化する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【50】本学の国内における認知度及び社会的評価のさらなる向上を実現するために、社会的ニーズを踏まえた情報発信の強化も視野に入れ、特に、ホームページ・大学ポートレート及び東京サテライトキャンパス等を活用して、特色ある活動など大学の特徴を具体的かつ効果的に情報発信する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 【51】教育研究の充実、競技力の向上及び本学の機能に即したキャンパス環境の向上を図るため、国の財政措置の状況を踏まえ、計画的に施設整備を推進する。
- 【52】施設の効率的な運用を図るため、施設整備計画に基づき、良好な教育研究環境や体育大学の特性を踏まえた安全性に配慮した適切な維持管理を実施するとともに、体育大学の特性を踏まえた施設の有効活用を推進する。
- 【53】環境に優しい持続可能なキャンパスの実現を目指し、「鹿屋体育大学における地球温暖化対策に関する実施計画」並びに国の財政措置の状況を踏まえ、照明のLED化や高効率型空調機器の採用及び空調温度の適正管理等により温室効果ガスの削減に取り組む。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 【54】教職員及び学生の安全と健康の意識を向上させるため、労働安全関係法令に基づく安全衛生点検を実施し、学内の安全確保や教職員及び学生の健康管理に取り組む。
- 【55】情報セキュリティポリシーの物理的、人的、技術的なセキュリティにかかる遵守事項に則り、サイバー攻撃、情報漏洩等を防止するための情報セキュリティ対策を推進する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

- 【56】教職員及び学生への啓発・研修等のハラスメント防止対策を推進し、ハラスメントのない快適な教育研究・職場環境を確保する。
- 【57】教職員に対して、不正経理の防止を含む予算の適切な執行や個人情報の適正な管理を徹底するとともに、内部監査により実施状況を確認する。
- 【58】契約事務に関する適正性や透明性・競争性の確保についての点検等を実施し、契約の適正化を推進するとともに、資産の管理状況についても再点検を行う。
- 【59】公正な研究活動や研究費の執行を推進するために、随時、不正行為に関する規則等の見直しを行い、「公的研究費使用の手引き」等に不正防止に関する内容を充実させる。また、不正行為の防止や研究倫理の向上を図るための研修会等を毎年度実施する。

VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

359,243千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

計画の予定なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
(白水) 基幹・環境整備 (電気設備)	総額	施設整備費補助金 (1 0 8)
		船舶建造費補助金 (—)
	2 3 4	長期借入金 (0)
小規模改修		(独)大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (1 2 6)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

本学のミッション遂行のため策定した人事マネジメント方針に基づき、若手や女性等の多様な人材の確保、年俸制の導入、他機関との人事交流等により、戦略的な人員配置を行う。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 6, 627百万円(退職手当は除く。)

3 中期目標期間を超える債務負担

【PFI事業】

該当なし

【長期借入金】

該当なし

【リース資産】

該当なし

4 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ① 電話交換機設備改修事業の一部
- ② その他教育、研究に係る業務及びその附帯業務

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成28年度～平成33年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	8, 410
施設整備費補助金	108
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	126
自己収入	3, 407
授業料及び入学科検定料収入	3, 128
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	279
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	572
長期借入金収入	0
計	12, 623
支出	
業務費	11, 817
教育研究経費	11, 817
診療経費	0
施設整備費	234
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	572
長期借入金償還金	0
計	12, 623

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額6, 627百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成29年度以降は平成28年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人鹿屋体育大学役員退職手当規則及び国立大学法人鹿屋体育大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D（y－1）は直前の事業年度におけるD（y）。
- ・学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・学長裁量経費。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E（y－1）は直前の事業年度におけるE（y）。
- ・学部・大学院の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。
- ③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

- ④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成28年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成28年度予算額を基準とし、第3期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) D(y) = D(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) E(y) = \{E(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) + U(y)$$

$$(3) F(y) = F(y)$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

D（y）：教育研究等基幹経費（①）を対象。

E（y）：その他教育研究経費（②）を対象。

F（y）：機能強化経費（③）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G（y）：基準学生納付金収入（④）、その他収入（⑤）を対象。

- S (y) : 政策課題等対応補正額。
 新たな政策課題等に対応するための補正額。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
- T (y) : 教育研究組織調整額。
 学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。
- U (y) : 教育等施設基盤調整額。
 施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H (y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

- α (アルファ) : 機能強化促進係数。△1.2%とする。
 第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。
- β (ベータ) : 教育研究政策係数。
 物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特種要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の実見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金返還金については、変動要素が大きいため、平成28年度の実見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「教育等施設基盤調整額」、「一般診療経費調整額」及び「病院収入調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算している。

2. 収支計画

平成28年度～平成33年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1 2, 3 2 9
経常費用	1 2, 3 2 9
業務費	1 1, 0 9 0
教育研究経費	3, 1 8 6
診療経費	0
受託研究費等	5 2 1
役員人件費	5 1 4
教員人件費	3, 7 5 6
職員人件費	3, 1 1 3
一般管理費	7 1 2
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	5 2 7
臨時損失	0
収入の部	1 2, 3 2 9
経常収益	1 2, 3 2 9
運営費交付金収益	8, 0 1 0
授業料収益	2, 5 2 0
入学金収益	3 7 9
検定料収益	5 8
附属病院収益	0
受託研究等収益	5 2 1
寄附金収益	3 5
財務収益	0
雑益	2 7 9
資産見返負債戻入	5 2 7
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成28年度～平成33年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	12,738
業務活動による支出	11,801
投資活動による支出	821
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	116
資金収入	12,738
業務活動による収入	12,388
運営費交付金による収入	8,410
授業料及び入学料検定料による収入	3,128
附属病院収入	0
受託研究等収入	521
寄附金収入	51
その他の収入	278
投資活動による収入	234
施設費による収入	234
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	116

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。

別表（収容定員）

学 部	体育学部 720人
研 究 科	体育学研究科 60人 うち修士課程 36人 博士後期課程 18人 3年制博士課程 6人